

○別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例

(昭和41年4月1日)  
(条例第20号)

改正 昭和53年3月31日 条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第12項の規定に基づき、別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会の委員（以下「委員」という。）の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、市長の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員の服務の宣誓について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 別府市公平委員会設置条例（昭和26年別府市条例第36号）は、廃止する。

(別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会の委員の服務の宣誓に)  
に関する条例)

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印

〔別杵速広一〇〕

四二〇